特記仕様書

業務名　　：東海自然歩道（鹿野園町）　橋梁詳細設計業務委託
業務番号　　：第　060201　号
路線・河川名：東海自然歩道
業務場所　　：奈良市鹿野園町

１　適用

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和２年１０月奈良県県土マネジメント部）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

２　業務目的

令和２年に奈良市鹿野園町で発生した地すべりにより、当該地に位置する東海自然歩道の人道橋が被災し、通行できなくなっている。本業務は、この人道橋の詳細設計を行うものである。

３　業務内容

〇橋梁詳細設計　Ｌ＝１７．０ｍ

橋梁詳細設計の実施内容については、共通仕様書第 5804 条に基づくものとする。業務に係る特記事項は以下の通りである。

（１）橋梁設計

１）橋梁詳細設計（共通）

① 座標計算
② 施工計画
③ 関係機関との協議資料作成
本業務では、以下の機関との協議を行うことを想定している。
・奈良土木事務所　　・・・河川協議
地滑り防止区域の協議
砂防指定地の協議
④ 現地踏査

２）橋梁詳細設計（コンクリート上部工）

RC 単純中空床版橋
① 設計計画
② 設計計算
③ 設計図
④ 数量計算
⑤ 照査

⑥ 報告書作成

３）橋梁詳細設計（橋台工）
重力式橋台
①設計計画
②設計計算
③設計図
④数量計算
⑤照査
⑥報告書作成

４）橋梁詳細設計（架設計画）
①設計計画
②設計計算
③設計図
④数量計算
⑤照査
⑥報告書作成

５）設計条件
① 橋梁
図面（一般図）の通り
道路規格　：人道橋
設計荷重　：群衆加重
橋長　　：17.000m
桁長　　：16.940m
支間長　　：15.940m
有効幅員　：　2.000m
上部工形式：単純RC中空床版橋
下部工形式：重力式橋台
基礎工形式：直接基礎
斜角　　：90°00′00″
架設工法　：固定支保工（支柱式）

② 河川
一級河川大和川水系　岩井川
河川管理者：奈良県
河道形態　：掘込
計画高水量：45m3/s

③ 道路
東海自然歩道

（２）道路設計

１）歩道詳細設計

両橋台背面の取り付け道路の設計を行う。設計範囲は、No.0～EP の範囲（橋梁部を除く　L=30m ）とする。

①設計計画
②現地踏査
③平面設計
④縦断設計
⑤横断設計
⑥小構造物設計
⑦用排水設計
⑧設計図
⑨数量計算
⑩照査
⑪報告書作成

４．　打合せ協議

本業務の打合せ協議は、次の８回を基本とする。

① 業務着手時
② 中間打合せ（６回）
③ 成果品納入時

ただし、中間打合せは調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

なお、打合せには、管理技術者が立ち会うものとする。

重要な事項についての指示、承認または協議した内容を打合せ記録簿に記録し、監督職員、受注者の両者が確認の上、各々一部以上保管するものとする。

５．条件明示チェックシート（案）の作成

本業務は、条件明示チェックシート（案）の活用対象業務である。

受注者は、発注者が貸与する「条件明示チェックシート（案）」に記載された設計条件等を確認し、業務工程に反映するとともに、「条件明示チェックシート（案）」に必要事項を追記し、業務の成果として、業務完了時に調査職員に提出するものとする。

６．「公共事業に関する環境配慮指針」について

「公共事業に係る環境配慮指針」（以下「指針」という。）により、県が行う事業において、環境配慮への取り組みの実効性を高め、より効果的、継続的に環境配慮への取り組みの向上を図るため、契約後に発注者が渡すチェックシートを作成するものとする。

７．新技術・新工法の活用について

受注者は本設計における工法等の選定において、新技術情報システム(NETIS)等を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。工法の採用につ

いては、調査職員と協議するものとする。

８．設計業務におけるリサイクル推進対策について

本業務においては建設副産物対策として、共通仕様書第１２０９条（設計業務の条件）の９に基づき、建設副産物の検討結果としてリサイクル計画書を提出するものとする。

９．技術者の資格要件について

・管理技術者は、次のいずれかの資格を有するものとする。

（１）技術士（総合技術監理部門－建設：「鋼構造及びコンクリート」）

（２）技術士（建設部門（「鋼構造及びコンクリート」）

（３）シビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ）（鋼構造及びコンクリート部門」）

（４）上記（１）または（２）と同等の能力と経験を有する技術者（国土交通省「建設コンサルタント登録規定」第３条一項ロにより認定された技術者とする（登録部門:「鋼構造及びコンクリート」）

・照査技術者は、次のいずれかの資格を有するものとする。

（１）技術士（総合技術監理部門－建設：「鋼構造及びコンクリート」）

（２）技術士（建設部門（「鋼構造及びコンクリート」）

（３）シビルコンサルティングマネージャー（ＲＣＣＭ）（鋼構造及びコンクリート部門」）

（４）上記（１）または（２）と同等の能力と経験を有する技術者（国土交通省「建設コンサルタント登録規定」第３条一項ロにより認定された技術者とする（登録部門:「鋼構造及びコンクリート」）

１０．貸与資料

本業務で貸与する資料は以下の通りとし、初回打合せ時に貸与する。

〇令和４年度（補正）東海自然歩道（鹿野園町）橋梁予備設計業務委託
令和６年１月

１１．　成果品の提出

（電子納品）

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省が策定した「土木設計業務等電子納品要領（案）」（以下、要領）及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン（案）」（以下、両者を総称して「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途、調査職員と協議すること。

（成果品の提出）

成果品は、「要領」に基づいて作成した電子データを従来方式の原稿に代わるものとしてＣＤ－Ｒ（必ずプラスチックケースに入れ、スポンジ等の緩衝材付きのファイルで保護すること）に納め３部提出するとともに、製本版２部（報告書（簡易製本）２部、図面（Ａ１等の大判及びＡ３等の縮小版）２部）を納品する。

また、電子納品の設計書コードについては、テクリスの設計書コードと異なるため、必ず調査職員よりコード提示を受けること。なお、電子納品チェックシート（着手時、納品時、検査前）を作成し、調査職員と協議を行い、報告書に添付すること。「要領」で記載のない項目については、調査職員と協議の上、決定するものとする。

１２．　業務上の留意事項

（１）業務に用いる諸基準については、最近のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。

（２）委託契約完了にかかわらず、成果品に誤りがあった場合は、請負者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

（３）業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として請負者の負担とする。

（４）業務実施体制について、配置予定技術者は発注者と密に連絡できる体制をとらなければならない。

（５）業務の遂行上必要な既往の調査・資料等は貸与する。請負者は貸与された調査・資料等を業務完了後、速やかに県に返還しなければならない。

（６）請負者は、県から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を絶対に他人に漏らしてはならない。

（７）成果品及び作業工程において作成された資料等に対する一切の権利は、県に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、県の承諾を必要とする。

（８）一般事項については、「共通仕様書」に準拠するものとする。

（９）その他業務の履行に際し疑義が生じた場合は、調査職員と協議し、その指示に従わなければならない。

以上